

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月12日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

### 広島県公安委員会規則第 3 号

#### 広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第22条中「及び一般国道317号西瀬戸自動車道」を「、一般国道317号西瀬戸自動車道、一般国道375号東広島・呉自動車道及び一般国道375号東広島高田道路」に改める。

第 2 条 広島県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

第22条中「一般国道 2 号尾道・福山自動車道」の次に「、一般国道31号広島呉道路」を、「広島高速 1 号線」の次に「、広島高速 2 号線、広島高速 3 号線及び臨港道路出島海田線海田大橋」を加える。

#### 附 則

この公安委員会規則中第 1 条の規定は平成22年 3 月14日から、第 2 条の規定は同年 4 月26日から施行する。